

中 防 消 第 5 号
令和 8 年 5 月 29 日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣) 高市 早苗

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8 月 5 日からの低気圧と前線による大雨等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、地震や豪雨により地盤が緩んでいる能登地域や林野火災があった地域では、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

- ① 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月閣議決定）に基づき、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理や、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の各分野について、国土強靱化の取組を推進すること。

- ② 危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、がけ崩れ、土石流等の災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・

点検の徹底を図るとともに、地形、地質、盛土等の土地改変の状況、土地利用状況、災害履歴及び最近の地震や降雨等の状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な措置を講ずること。災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うなど、適切な措置を講ずること。

③河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をするなど、管理の強化を図ること。

また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

④地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に係る危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水等が発生し、又は洪水等が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑤道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化

道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没するなど、重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検するなどの措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないように措置を講ずること。また、台風等による電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。

⑥港湾の浸水・コンテナ等の飛散対策等の強化

港湾において、台風等に伴う高潮、高波による浸水により港湾機能が低下するおそれのある箇所については、港湾利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、過去に被災した施設等脆弱箇所への土嚢等の設置等を行うなど直前予防策を講ずること。暴風によりコンテナの飛散等のおそれのある箇所については、コンテナの固縛等の対策を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者は引き続き、水際・防災対策連絡会議を設置している場合にあっては、関係者が取るべき措置、関係者間の連絡体制等の確認等、連携体制の強化を図ること。その他の場合にあっては、関係機関の各主体が必要な情報収集や情報発信を適切に実施できる体制を構築し、連携体制を確保すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所及び災害時にとるべき行動等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、

雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域を始めとする災害発生のおそれのある箇所や避難経路、指定緊急避難場所等の情報について、ハザードマップを各戸に配布又は回覧することで、住民一人一人が自ら確認することを促し、看板の設置等を通じ、住民等への周知徹底を図ること。また、住民等が災害時にとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー」、及び避難情報を読み解き避難するタイミング等を理解するための「避難情報のポイント」の周知を通じ、『避難』とは『難』を『避』けることであり、ハザードマップや避難行動判定フロー等を踏まえた上で、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと、安全な親戚・知人宅も避難先となりうること等について、住民の理解を促すこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難するべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難が、かえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について、住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取るべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れ等、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、都道府県・市町村においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン - あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応 -」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促すなど、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かないなどの注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所の確保等

市町村は、避難経路の安全性や住民が安全に避難できる時間等も考慮した上で、住民の居住地近隣に災害の種別ごとに指定緊急避難場所を確保するとともに、指定緊急避難場所を確保することが困難である場合には、指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所を確保することや自主防災組織等が地域内で比較的安全な施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定することに対し助言すること等により、

住民の居住地近隣に避難場所を確保することについても検討すること。

このほかに、関係機関及び市町村が指定緊急避難場所の表示等を新設・更新する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生するなどして、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難するなどして直ちに身の安全を確保すること、特に地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあるため十分に注意することについて、周知を支援すること。

なお、避難所における感染症対策として、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年3月）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（内閣府・消防庁・厚生労働省、令和5年4月）等を踏まえた対応をとること。

避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した環境整備を進めるとともに、運営体制への女性の参画を促すこと。

⑫避難所等の確保

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等と協定を締結するなど、平時から避難所等の確保に努めること。

また、良好な避難生活環境の確保に当たり、トイレ、パーティション Tent、温かい食事、ベッド、入浴等は避難者の健康を守り、尊厳ある生活を営むために重要であることから、避難所の運営に当たっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を御参照されたい。特にトイレ、パーティション Tent、温かい食事、ベッド、暑さ・寒さ対策のための冷暖房機器等は避難所開設当初から確保をすること。

併せて、家庭動物と同行避難する避難者及び家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の受入れ方法について住民に周知を図ること。

⑬指定福祉避難所等の確保

従前、災害時において、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずるなどの懸念から、指定避難所としての福祉避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保が進まない課題に対応するため、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）において、指定避難所の公示事項を明確化している。これにより、市町村長は、指定福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示し、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することが可能となることから、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、令和6年12月改定）」、「福祉避難所

の確保・運営ガイドライン（内閣府、令和3年5月改定）」等の内容も参考にしつつ、指定福祉避難所等の確保とともに、指定福祉避難所が被災することも想定し、一般避難所への要配慮者スペースの設置に努めること。

また、⑭の個別避難計画等の作成に当たって、避難先として指定福祉避難所等を定めることにより、避難行動要支援者の円滑な避難を進めるよう調整すること。

⑭要配慮者利用施設等における避難体制の確保

介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や要配慮者本人の参加を得た避難訓練の実施の支援に努めるとともに、市町村における避難訓練の実施状況について確認し、施設へ避難指示等の情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくこと。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための取組について、積極的に支援すること。

⑮個別避難計画の作成等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。

内閣府では、個別避難計画の作成手順等を明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉等関係部局が連携するとともに、福祉専門職等関係者の参画を得て作成に努めること。

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者名簿に記載又は記録された避難行動要支援者のうち、作成の優先順位が高いと市町村が考える者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組むよう努めること。なお、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとする。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるなど必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に対象者全体に個別避難計画が作成されるよう、本人や家族等が記入する手法（本人・地域記入の個別避難計画）にも併せて取り組むこと。

⑯災害対策本部における機能の維持

災害対策本部は、本部長である市町村長が適時適切な判断を下せるよう、的確な情報の収集・整理を行うなど、膨大な業務に対処する必要があることから、防災担当部局の職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、国が、災害が発生するおそれ段階での災害対策本部を設置したときには、該当する地域の都道府県、市町村においても災害対策本部を設置するなど、相応の体制を取ることができるよう

検討すること。

非常時優先業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正するなどの対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練の実施の対策を講ずること。

⑰受援体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市町村は、国・都道府県・市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等、様々な主体から多数の応援の申出がなされると同時に、応援を要請することが想定される。それらの応援を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、市町村は地域防災計画等に受援計画を位置付け、受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保等を行うことにより、受援体制の整備に努めること。また、都道府県においても、上記事項について同様に留意するとともに、市町村の受援計画の作成及び実効性確保に向けた適切な助言や受援調整等について積極的な支援に努めること。

⑱避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修・災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うとともに、避難指示等の発令・伝達に関する機器操作の習熟を推進すること。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようにするため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難指示等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。加えて、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努めること。

⑲ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修・訓練への支援及び参加を行うなど、受援体制の整備に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずること。

⑳災害時における安否不明者の氏名等の公表

災害発生時、捜索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼び

かけるために実施する、安否不明者の氏名等の公表について、「防災分野における個人情報取扱いに関する指針（内閣府、令和5年3月）」の内容を踏まえ、適切に対応すること。

都道府県は、市町村や関係機関と連携の上、災害発生時の具体的なタイムラインを想定し、安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続等について、平時から整理しておくこと。

また、安否不明者に係る個人情報を保有するに当たっては、利用目的を適切に特定しておき、救助活動の効率化・円滑化に資する場合には、安否不明者の氏名等の公表の実施を速やかに検討すること。

⑪関係機関から市町村に対する助言

都道府県は、市町村において時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に対して、積極的に助言すること。また、市町村に対しては、必要に応じ都道府県等に助言を求めるよう周知すること。

⑫情報の収集・連絡体制の整備

都道府県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めること。

2. 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時適切な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

①防災気象情報及び河川情報の収集、早い段階からの危機意識の醸成並びに確実な情報伝達の徹底

災害発生時の危険度の高まりに応じて段階的に発表される大雨や河川氾濫、土砂災害、高潮等に関する注意報・警報・危険警報・特別警報等（早期注意情報を含む。）、危険度の高まりが5段階で地図上で色分け表示されたキキクル、明日までの警報等の見通しを示す時系列情報や流域雨量指数の予測値、指定河川洪水予報（大雨ピーク後に水位が上昇する場合を含む。）、指定海岸高潮予報、線状降水帯に関する各種情報（発生可能性に関する半日程度前からの呼びかけ、直前予測、発生を知らせる情報）、竜巻や台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

また、避難指示等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が警戒レベル相当情報として市町村に提供するなどして、市町村の避難指示等の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的な避難行動を支援すること。

ウェブサイト、SNS等のインターネット等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。

住民等の安全確保のため、市町村は、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車・インターネット・コミュニティFM・Lアラート等を活用した多様な伝達手段を整備・多重化・点検を行い、また、組み合わせて活用するなど、不特定多数の者が出入りする施設等の関係者を含め、住民等に対し早い段階から確実に防災情報を提供するとともに、土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、孤立発生状況の早期把握に努め、当該地域の住民と双方

向の情報連絡手段の確保について留意すること。さらに、プッシュ型手段によるエリアを限定した避難指示等の伝達については、特に人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的・局地的大雨が発生した場合、住民の混乱や市町村における応急対応の遅れ等のリスクを低減する観点から有効であると考えられるため、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討すること。また、市町村のウェブサイトのサーバが、緊急時のアクセス増によりダウンしないよう、ウェブサイトの軽量化等の対策を講ずること。

②避難指示等の発令

市町村は、関係機関の支援を受けながら、具体的でわかりやすい避難指示等の発令基準や適切に絞り込んだ発令対象区域を設定し、事前に発令対象区域や発令のタイミング等を住民等に周知すること。なお、設定にあたっては、細分化すればするほど市町村が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、自然条件や地形、住民の居住状況等といった市町村の実情に応じて設定すること。

また、市町村は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府、令和8年3月）」等の内容も踏まえ、警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された場合は、高齢者等避難の発令を、警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された場合は避難指示の発令を基本とし、警戒レベル5に相当する防災気象情報が発表された場合は緊急安全確保の発令の判断材料とすること。その際、専門的知見を有する国や都道府県によるホットライン等の技術的な助言や、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用しながら、発令判断を行うこと。

災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難が、かえって危険であると考えられる状況において、そのような立退き避難から、自宅等において少しでも安全な場所に移動するなどにより直ちに身の安全を確保するよう、行動変容を特に促したい場合には、警戒レベル5の緊急安全確保を発令するなど、適切に対応すること。ただし、災害が発生・切迫している状況において、市町村がその状況を把握することができるとは限らないことから、本情報は必ず発令される情報ではないことについて、住民等に周知すること。

洪水や高潮等の浸水想定区域に警戒レベル3の高齢者等避難や警戒レベル4の避難指示を発令する際には、避難行動として必ずしも立退き避難のみを求める必要はなく、ハザードマップ等を確認し住民等の判断により、計画的に屋内で身の安全を確保することも検討するよう促すことも可能であることから、緊急時にはそのような呼び掛けを行うとともに、平時より住民等に屋内安全確保も含め、取るべき避難行動を検討するよう周知等すること。

避難指示等の発令については、避難住民の受入に備え、警戒レベル3の高齢者等避難の段階から指定緊急避難場所を開放しているが、局地的かつ短時間の大雨の場合等に備え、行政職員の到着を待たずとも指定緊急避難場所を地域の住民等によって開放できるようにしておき、適切なタイミングで躊躇なく避難指示等を発令すること。

避難指示等に係る本庁と行政区・支所との間における責任区分や発令権者を明確化すること。また、時機を逸することなく適切に避難指示等を発令・伝達できるよう、夜間休日も含めた宿日直体制や職員緊急参集体制の構築により、万全の体制を確保すること。

③要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、市町村への防災情報の提供を早期に行うとともに、市町村において、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・解説・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずること。また、要配慮者の避難が夜間に及ぶおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるよう警戒レベル3の高齢者等避難を発令するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めること。

さらに、市町村は、避難行動要支援者名簿等を活用し、在宅の要配慮者の把握に努めること。また、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を推進すること。

④個別避難計画等に基づく避難支援等の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難状況の把握その他の避難支援等の確実な避難支援等の実施に努めること。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができることに留意すること。

なお、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者自身や家族の安全が優先されること、屋内安全確保も避難の一つであること、自宅が安全である場合には避難行動要支援者は自宅にとどまることができること、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合であって現に避難行動要支援者が救助を必要としている場合には消防機関等に救助を求める連絡ができることに留意が必要である。

⑤広域的な避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域的な避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関同士で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関同士で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域的避難の実施に向けた取組を推進すること。

また、市町村においては平時からあらかじめ管内の施設の受入能力を把握しておくとともに、自己の管理下でない施設を受入先として提供しようとする場合には、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意すること。

広域的な避難が必要な地域においては、通常避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、平時から住民等への周知啓発による理解促進に努めること。

⑥災害救助法の適用について

災害が発生し、住家への一定数以上の被害が生じた場合のほか、多数の者が生命又は身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が可能である。都道府県・救助実施市においては、被害状況、避難状況等の情報の把握に努めるとともに、被害の程度が不明確な場合で

も、被害が生じているおそれがあるときは、都道府県知事・救助実施市長の判断により、躊躇なく適用について検討し、速やかに内閣府に情報共有すること。

また、令和3年5月の災害救助法の改正により、大規模な災害等が発生するおそれがある段階において、災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合には、告示された所管区域に該当する都道府県・救助実施市において、災害救助法の適用が可能であるので、都道府県・救助実施市においては、同法に基づく救助（避難所の供与や避難行動が困難な要配慮者等の輸送）の実施について適切に判断を行うこと。

なお、令和4年台風第14号において、災害が発生するおそれがある段階において、初めて救助が実施されたところである。

3. 市町村は、上記1～2の留意事項を含め必要な取組を確認・実行できるよう、「防災・危機管理セルフチェック項目」等を活用し、災害対応の在り方について職員の理解を深めるとともに、自己点検を通じて災害対応能力の向上を図ること。

以上

各市町村介護保険担当課長 殿

鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

災害時における介護保険制度の運用について（通知）

介護サービス事業所における定員超過の場合の介護報酬の取扱い、避難所でのサービス提供及び介護保険料の減免など、災害時の介護保険制度の運用に当たっては、要介護高齢者等の避難や介護サービスの円滑な提供がなされるよう、下記の取扱いに従い適切な対応をお願いします。

また、台風の接近や大雨等による災害の発生が予測される際には、避難計画に基づき迅速かつ適切な対応がなされるよう、貴管内の関係事業所にも周知してくださるよう併せてお願いします。

記

1 介護報酬の取扱い

(1) 介護保険施設等における定員超過について

介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年厚生省通知）」において、災害等やむを得ない理由による定員超過利用（※注）が認められています。

【 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 】

（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

災害等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は、翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※注

自宅が全壊して戻る家がない場合等も、「やむを得ない理由」に該当し、その状態が解消されるまでは、定員超過利用があっても減算の対象とはなりません。

なお、「その状態が解消されるまで」とは、在宅での介護が受けられる環境が整備

される時までをいい、定員超過利用期間が、数ヶ月に及んだ場合であっても減算の対象とはなりません、

- ① 既入所者へのサービスの提供に支障が生じないように留意するとともに、
- ② 他施設に空床が出た場合は、他施設に入所させる等定員超過解消に努めていただきますようお願いいたします。

また、「やむを得ない理由」の判断に当たっては、利用者の個々の状況（被害状況、心身の状況、家族状況等）等により判断してください。

(2) 通所介護及び通所リハビリテーションにおける定員超過の場合の減算について

避難生活を送る要介護高齢者等の生活を支援するため、災害で被災した高齢者の受入れにより、利用定員を超えて受け入れている通所介護及び通所リハビリテーションの各事業所については、減算の対象となりません。

(3) 避難所での訪問介護等の介護サービスの提供について

ア 在宅時と同様に、避難所での訪問介護等のサービス提供は可能です。すなわち、在宅時のサービスと同程度のサービスが提供される場合は、報酬算定ができる場合があります。

イ グループホーム入居者が避難所で生活する場合、避難所において当該グループホーム職員による入居時と同程度のサービスが提供される場合は、避難所でのサービス提供も報酬算定ができる場合があります。

(4) 台風襲来時等の自主避難に係る定員超過の場合の取扱いについて

ア 市町村において、地域住民に対しての災害対策の一環として、要介護者等について、事前避難が必要と判断した場合の該当者の受入れに伴う定員超過は、減算の対象となりません。

従って、事前に市町村への協議等もなく施設において受入れ、定員超過となった場合は、減算の対象となる場合もありますので、留意してください。

なお、事前避難を必要とする判断に当たっては、

- ・ 利用者が独居である場合のほか、
- ・ 居宅介護支援事業所等から利用者個々の状況（心身の状況、地理的状況等）を聞き取り、判断してください。

また、土日の対応等、上記取扱いにより難しい場合は、市町村の判断において、事後の報告により対応することは差し支えありません。

イ 避難予定施設が満床である場合、避難予定施設周辺の施設に空床があるときは、定員超過として受け入れるのではなく、空床施設への避難もできないか検討のうえ対応してください。

2 介護保険料の災害減免等について

災害が発生した場合、市町村の介護保険条例において、介護保険料に係る災害減免あるいは徴収の猶予の規定を設けている場合には、災害の状況や他の制度との均衡等も踏まえながら制度の適用の検討をお願いします。

また、利用者の1割（または2割・3割）負担の減免についても、積極的な検討をお願いします。

3 避難者の受入について

市町村が定める避難支援体制計画等により，介護保険施設等において一般の避難者を受け入れる場合も，できる限り入所者等の処遇に支障が生ずることがないように留意してください。

4 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合には，介護施設・事業所等の被災状況や支援ニーズ等を迅速かつ正確に情報収集し，適切な支援につなげることができるよう，被害がない場合も含めて，災害時情報共有システムへの入力を徹底するよう周知してください。

問合せ先
鹿児島県保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室
事業者指導係 堀ノ内
電話：(099)286-2687